

# 「公営中高層住宅等における私設メータ等の設置並びに維持管理要綱」の実施細目

(制定 昭和 62 年 6 月 29 日課長決)  
(最近改正 平成 28 年 6 月 30 日)

## 1 目的

この細目は「公営中高層住宅等における私設メータ等の設置並びに維持管理要綱」(以下「要綱」という。) の施行に必要な実施細目を定める。

## 2 型式承認

要綱第 4 項に定める遠隔指示メータの型式承認を受けようとする者は、「型式承認願」(當特 3-839) により給水課に申請しなければならない。給水課は、要綱に基づいて審査を行い、型式を承認し、水道センター及び申請業者に通知する。

なお、申請業者には「型式承認について」(當特 3-840) により承認する。

## 3 定期点検及び特別点検の報告

要綱第 3 項第 7 項に定める定期点検及び特別点検の報告は、「定期、特別点検整備報告」(當特 3-845) による。

## 4 特別点検

水道センターは特別点検を必要と認めた場合には、速やかに所有者に指示とともに、給水課に報告する。給水課は、製造業者等に点検整備を要請する。

なお、特別点検は、指示後速やかに実施する。

## 5 検定満期及び故障取替の届出

要綱第 3 項第 6 項に定める検定満期及び故障取替を実施した場合は、「検定満期及び故障取替届」(當特 3-847) により所管水道センターに速やかに届出なければならない。

なお、遠隔指示メータについては、新基メータの指示数と集中検針盤の指示数を確認しなければならない。

ただし、共同住宅の各戸メータ局管理を実施しているメータはこの限りではない。

## 6 その他

集中検針盤にはプリンタ用コネクタは設けないこと

## 附則

- 1 この細目は、昭和 62 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この細目の施行により「中高層住宅等における私設遠隔指示メータの設置並びに維持管理要綱」の実施細目(昭和 53 年 6 月 23 日課長決)は廃止する。

## 附則

この規定は、平成 6 年 12 月 8 日から実施する。

附則

この規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この規定は、平成 23 年 5 月 1 日から実施する。

附則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から実施する。